

特許法第30条の規定による學術団体の指定について

特許法第29条には発明に対する特許の要件が規定されており、第30条には第29条1項各号の規定（新規性の規定）の例外が規定されている。

日本気象学会が第30条の“特許庁長官が指定する學術団体”に今度指定された。したがって特許を受ける権利を有する者が日本気象学会主催の研究集会（大会、月例会、地区の例会）で文書で発表し、その後6ヶ月以内に出願したときは、その発明は第29条1項1号の“特許出願前に日本国内において公然知られた発明”とみなされず特許を受けることができる。この部分が新特許法（昭和35年4月1日施行）で改正された。

特許を受けようとする者Aが日本気象学会主催の研究集会で文書で発表し、その日以後6ヶ月以内はAは特許を受ける権利がある。その技術内容は、Aの発表した日にA以外の人には公知になる。かりにBが別個にAと同一技術内容の特許出願をした場合、その出願日がAの発表日以前の場合は特許は受ける権利がある。しかしBの出願日がAの発表日以後は、公知のものとして特許は受けられない。

またAが文書で発表後6ヶ月以内に特許出願しても、Bの特許出願日がAの出願日より早い場合は、Aの特許出願は後願であるという理由で拒絶される。もちろんBの特許出願も特許出願前Aによつて公知されたものとして特許は受けられない。したがって特許を受けようとする者は、日本気象学会主催の研究集会で文書で発表すると同時に、あるいはできるだけすみやかに特許出願の手続きをすることが望ましい。

なお特許を受けようとする者が刊行物（気象集誌、天気、気象研究ノート）に発表した場合も同じ特例が従来から認められている。

特許法（昭和34年4月13日法律第121号）

第29条（特許の要件）産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明

1 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基づい

て容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

（発明の新規性の喪失の例外）

第30条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する學術団体が開催する研究集会において文書をもって発表することにより、前条第1項各号の1に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から6ヶ月以内にその者が特許出願をしたときは、その発明は、同項各号の1に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して前条第1項各号の1に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から6ヶ月以内にその者が特許出願をしたときも、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会に、同盟条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、及び1934年6月2日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する1883年3月20日のパリ同盟条約をいう。以下同じ）の同盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又は同盟条約の国盟国以外の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、前条第1項各号の1に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から6ヶ月以内にその者が特許出願をしたときも、第1項と同様とする。

4 特許出願に係る発明について第1項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その特許出願に係る発明が第1項又は前項に規定する発明であることを証明する書面を特許出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

実用新案法（昭和34年4月13日法律第123号）

（特許法の準用）

第9条 特許法第30条（発明の新規性の喪失の例外）、第37条（共同出願）及び第40条から第44条まで（明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手続及び特許出願の分割）の規定は、実用新案登録出願に準用する。